

平成 2 9 年第 3 回府中町議会定例会

会 議 録（第 1 号）

1. 開 会 年 月 日 平成 2 9 年 6 月 2 3 日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 平成 2 9 年 6 月 2 3 日（金）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（17名）

議長	中 村 武 弘 君	副議長	益 田 芳 子 君
1 番	岩 竹 博 明 君	2 番	木 田 圭 司 君
3 番	橋 井 肇 君	4 番	梶 川 三 樹 夫 君
5 番	繁 政 秀 子 君	6 番	山 口 晃 司 君
7 番	二 見 伸 吾 君	8 番	上 原 貢 君
10 番	児 玉 利 典 君	11 番	林 拓 君
12 番	西 友 幸 君	13 番	中 村 勤 君
14 番	西 山 優 君	15 番	加 島 久 行 君
18 番	力 山 彰 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（1名）

17 番 小 菅 卷 子 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

1 会議録署名議員の指名

2 会期の決定

3 諸報告

（1）議長報告

（2）常任委員会委員長報告

（3）議会運営委員会委員長報告

（4）議会報特別委員会委員長報告

（5）監査委員報告

(6) 後期高齢者医療広域連合議会議員報告

4 町長報告

・行政報告

・報告第 4 号 専決処分の報告について

・報告第 5 号 専決処分の報告について

・報告第 6 号 専決処分の報告について

・報告第 7 号 予算の繰越明許の報告について（一般会計）

・報告第 8 号 府中町土地開発公社の経営状況について

5 報告第 9 号議案 専決処分の承認について

6 報告第 10 号議案 専決処分の承認について

7 報告第 11 号議案 専決処分の承認について

8 第 15 号議案 平成 29 年度府中町一般会計補正予算（第 1 号）

9 第 16 号議案 府中町印鑑条例の一部改正について

10 第 17 号議案 府中町税条例及び府中町都市計画税条例の一部改正について

11 第 18 号議案 府中町手数料条例の一部改正について

12 第 19 号議案 工事請負契約の締結について

13 第 20 号議案 工事請負契約の締結について

14 第 21 号議案 工事請負契約の締結について

15 第 22 号議案 工事請負契約の締結について

16 第 23 号議案 町道路線の認定について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 説明のため会議に出席した者

町	長	佐藤信治君
副町	長	岡野浩子君
教 育	長	高杉良知君
企 画 財 政 部	長	高石寛智君
総 務 部	長	坂本雅司君
福 祉 保 健 部	長	山西仁子君
生 活 環 境 部	長	戸田秀生君
建 設 部	長	梶川幸正君

消 防 長	寺 尾 光 司 君
教 育 部 長	奥 田 米 穂 君
会 計 室 長	立 石 佳 之 君
企 画 財 政 部 次 長	増 田 康 洋 君
総 務 部 次 長	大 塚 圭 子 君
生 活 環 境 部 次 長	金 光 一 隆 君
建 設 部 次 長	池 口 豊 記 君
向洋駅周辺区画整理事務所次長	井 上 貴 文 君
消 防 本 部 次 長	寺 西 宏 政 君
教 育 次 長	中 坊 京 子 君
財 政 課 長	胡 子 幸 穂 君
税 務 課 長	金 川 秀 之 君
福 祉 課 長	倉 崎 誠一郎 君
住 民 課 長	三 上 富 雄 君
環 境 課 長	屋 敷 学 君
都 市 整 備 課 長	岡 村 紀 行 君
建 築 課 長	川 口 正 幸 君
下 水 道 課 長	原 田 司 君
補 償 課 長	中 西 肇 君
消 防 課 長	橋 本 臣 彦 君
予 防 課 長	新 宅 和 彦 君
総 務 課 長（教 委）	谷 口 充 寿 君
学 校 教 育 課 主 幹	畑 尻 佳 括 君
社 会 教 育 課 長	山 下 賢 二 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 榎 並 隆 浩 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 議事の内容

（開会 午前 9時31分）

○議長（中村武弘君） ただいまの出席議員は１７名で定足数に達しておりますので、
議会は成立いたしております。よって、平成２９年第３回府中町議会定例会を開会いたします。

（開議 午前 ９時３１分）

○議長（中村武弘君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、８番上原議員、９番益田議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第２、会期の決定を議題に供します。

本定例会の会期につきましては、案としてお手元に配付しておりますとおりでございます。

それでは、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から６月２７日までの５日間といたします。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議ないようでございますので、本定例会の会期は、本日から６月２７日までの５日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第３、諸報告に入ります。

まず、議長報告を行います。

３月定例会以降ですが、去る４月１８日、議長会の定例会に出席いたしました。

協議事項として、任期満了に伴う役員の選任について審議されました。その結果、会長に坂町議会の川本議長が、副会長に世羅町議会の徳光議長が、幹事に北広島町議

会の伊藤議長がそれぞれ満場一致で選任されました。

また、皆さんも参加されました５月１８日の議員研修会の開催について、調整を行いました。

なお、この研修内容につきましては、皆さんも御参加されていますので割愛させていただきます。

そのほか、５月３１日に全国町村議長研修会に出席しております。

議会運営事例として、北海道浦幌町議会や京都府精華町議会の取り組みについて講演を受けております。

なお、詳細については事務局に資料がございますので、ごらんいただければと思います。

以上で議長報告を終わります。

次に、各委員会の委員長報告を行います。

総務文教委員会、梶川委員長、お願いします。

○４番（梶川三樹夫君） 皆さん、おはようございます。総務文教委員会の報告をさせていただきます。

３月定例会以降、４月１８日に委員会を、６月１２日に委員会並びに協議会を開催しております。

４月１８日の委員会では、学校教育に関する事務調査ということで、５月１日から１２日の委員会行政視察の事前研修と、視察先における事前質問事項の確認を行っております。

また、当日の委員会では、平成２９年度の児童・生徒数についての報告を受けております。

なお、この報告数は、学級編制に係る５月１日の基本調査数ではなく、４月１日現在の数値でございますので、つけ加えておきます。

なお、当日は協議会は開催していません。委員会のみでございます。

それから、６月１２日の委員会では、皆さんに配付のとおり、行政視察の出張報告の取りまとめを行っております。参考にいただければと思います。

協議会につきましては、今定例会に向けた議案等の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上をもちまして、総務文教委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村武弘君） 厚生委員会、繁政委員長、お願いいたします。

○５番（繁政秀子君） おはようございます。厚生委員会の報告をさせていただきます。

３月定例会以降、４月１９日に委員会を、６月１３日には委員会及び協議会を開催いたしております。

４月１９日の委員会では、社会福祉事業に関する事務調査として、府中町医療・介護マップ及び高齢者のためのちょこっとお助け手帳について、また生活環境に関する事務調査として、府中町第３次男女共同参画プランの報告を受けました。

そのほか、５月１０日から１２日に実施した委員会行政視察の行程確認などを行っております。

行政視察の内容につきましては、出張報告をまとめ、皆さんのお手元に配付いたしておりますので、ごらんいただければと思います。

６月１３日の委員会では、国民健康保険の県単位化について、その説明を受けました。

そのほか、６月定例会前ということで、協議会に切りかえて提出予定の案件について説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で厚生委員会の報告を終わります。

○議長（中村武弘君） 建設委員会、力山委員長、お願いします。

○１８番（力山 彰君） 皆さん、おはようございます。建設委員会の報告をさせていただきます。

３月定例会以降、４月１７日に委員会、６月１４日に委員会並びに協議会を開催しております。

また、５月１０日から１２日にかけて行政視察を行っております。

４月１７日の委員会では、建設事業に関する事務調査、都市計画に関する事務調査、下水道事業に関する事務調査、山陽本線連続立体交差及び向洋駅周辺再整備事業に関する事務調査ということで、平成２９年度主要工事の施工計画について、工事請負契約の締結の報告について及び工事請負変更契約の締結についての報告を受けました。

また、行政視察についても協議を行いました。

６月１４日の委員会では、建設事業に関する事務調査、都市計画に関する事務調査、下水道事業に関する事務調査、山陽本線連続立体交差及び向洋駅周辺再整備事業に関

する事務調査ということで、工事請負契約締結の報告について及び工事請負変更契約の締結についての報告を受け、出張報告の取りまとめを行っております。

5月10日から12日までの行政視察につきましては、出張報告にまとめ、皆さんのお手元に配付しておりますので、ごらんください。

また、協議会では、6月定例会に向けた案件の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で建設委員会の報告を終わります。

○議長（中村武弘君） 議会運営委員会、加島委員長、お願いいたします。

○15番（加島久行君） 議会運営委員会の報告をさせていただきます。

3月定例会以降は、去る4月25日と一昨日、6月21日に委員会を開催をいたしております。

4月25日の委員会は、議会運営に関する事務調査ということで、議会運営における意見交換等を行いました。その結果、議会における職員の人事異動、紹介については、皆さんも御承知のことと思いますので省略しますが、6月定例会における4月1日付の課長以上の紹介については行わないこととし、部長の異動者のみ行政報告の日程の中で行うこととしております。

なお、このことは町長も了承をさせていただいております。

そのほか、議員定数などの課題についても委員から意見が出されましたが、今後の検討課題としております。

また、この本会議の議長の後ろのところですが、国旗、町旗などを設置することなどの意見も出されております。

また、順次検討してまいりたいと、このように考えております。

6月21日の委員会では、陳情書等の報告や会期日程等についての協議を行っております。

簡単ですが、以上で議会運営委員会委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村武弘君） 議会報特別委員会、上原委員長、お願いいたします。

○8番（上原 貢君） おはようございます。議会報特別委員会の報告をさせていただきます。

3月定例会以降、議会報特別員会は3月13日の定例会閉会後、3月27日、4月

10日と、きのうの6月22日の4回開催しております。

3月13日の委員会では、議会広報の編集に関する事務調査ということで、議会日より第145号の執筆者や発行までの日程の確認を行いました。

3月27日の委員会では、その原稿の校正と写真調整を行いました。

4月10日の委員会では、初校により見出しや記事内容などの校正を行いました。

また、昨日の6月22日の委員会では、6月定例会の内容をお知らせする議会日より第146号の編集に向けて、執筆者の決定や発行までの日程調整などについて協議を行いました。

今度、議会広報コンクールというのが毎年あるわけございまして、5月1日号、これね、5月1日号に決まっとるんですよ。ということで、5月1日号の議会日より145号を府中町の議会広報コンクールの応募作品として出したいと思っております。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（中村武弘君） 次に、監査委員報告をお願いいたします。

木田監査委員。

○2番（木田圭司君） 皆さん、おはようございます。それでは、監査委員報告をさせていただきます。

監査は、府中町代表監査委員土井精二並びに監査委員木田圭司の両名が実施いたしました。

まず、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査ですが、平成29年2月分を平成29年3月15日に、平成29年3月分を平成29年4月17日に、平成29年4月分を平成29年5月15日にそれぞれ実施いたしました。

検査の結果については、お手元に配付している資料のとおり、いずれも現金の出納は適正であると認めております。

次に、地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査ですが、平成28年度第4期定期監査を平成29年1月30日から平成29年3月22日までの間で、福祉保健部福祉課及び福祉課分室を対象に実施いたしました。

監査の結果につきましては、お手元に配付している資料のとおり、財務等に関する事務は適正に処理をされておりました。

以上で監査委員報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 次に、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告をお願いいたします。

5 番繁政議員。

○5 番（繁政秀子君） 広島県後期高齢者医療広域連合議会についての報告をさせていただきます。

3 月定例会以降、広島県後期高齢者医療広域連合議会は開催されておられません。そこで報告することはありませんので、以上で報告は終わります。ありがとうございます。

○議長（中村武弘君） 以上で全ての報告を受けましたので、各報告に対する質問に入ります。

まず、議長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、次に参ります。

総務文教委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、次に参ります。

厚生委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、次に参ります。

建設委員会委員長報告に対して質問のある方。

1 2 番西議員。

○1 2 番（西 友幸君） 連続立体交差事業ですね。これもちょうと調査をされたときよう報告がありましたが、私どもの府中町、線路を通過するところが4カ所ぐらいあるんですが、1日に私もしょっちゅう通るんですが、電車が1本でなく4本ぐらい連続で通るときあります。すごく大変だと思うんですね。待つ時間がですね。

それで、私大分以前からもう県のほうが船越を除いて先行でやっていくということのを伺ってるんですが、これまだ正式に発表されとらんですね。これは来年、私調査したところでは発表すると。

今回の質問で、市がM議員が船越を含めてまた再調査するということを言われとらんんですが、実際府中町に行って何を聞かれて何を言われたのか、そこら辺を詳しく説

明をお願いします。連続立体交差事業についてお願いします。

○議長（中村武弘君） 力山議員。

○18番（力山 彰君） 府中町長と4者合意をされたということは聞いていますが、詳しい内容はその場では説明はございませんでした。

以上でございます。

○議長（中村武弘君） 12番西議員。

○12番（西 友幸君） これ、もう日々のことで町民がもういつやってもらえるんかというところまで心配しとるような事業でございます。単純にもう、私県のほうも調べてから言いよるんですが、県のほうは来年もう船越を除いて発表しますということだったんですよね。それで、同じ調査されるんだったら県のほうにも行って、はっきりこれどうするんだという前向きな姿勢を私伺ってくるべきじゃないかと思うんですが、単に聞きましたじゃ、何も詳しい説明もなかったじゃ何の意味もないと思うんですよね。行くだけ行っただと。私だったらもう県とか市とか行って確認をとってきますが、私が聞いたところによると、県のほうは来年もう発表すると、早々にですね、いう結論でした。

ですから、同じ調査するなら日々町民が線路渡ってるわけですから、そこらも重要な課題じゃないかと思うんですがね。私、ちょっと調査の仕方を伺っとるわけなんです、意見として。

○議長（中村武弘君） 5番繁政議員。

○5番（繁政秀子君） すみません。今質問されてももう答弁されん。委員長そこまでやってないとおっしゃったから、これから委員会で続けて調査されるときに、そこに西さんもおっしゃったように、そういうところを注意してやる言われたらいいんじゃないかと思います。これずっと続いていくようにせんように、議長さんの采配をお願いします。

○議長（中村武弘君） それでよろしゅうございますか、力山議員。

○18番（力山 彰君） 今のことにしましては、今後の委員会の中で検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村武弘君） よろしゅうございますか。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) ないようでございますので、次に参ります。

議会運営委員会委員長報告に対して質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) ないようでございますので、次に参ります。

議会報特別委員会委員長報告に対して質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) ないようでございますので、次に参ります。

監査委員報告に対して質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) ないようでございますので、次に参ります。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告に対して質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) ないようでございますので、以上をもって諸報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村武弘君) 日程第4に入る前に理事者の出席を求めますので、しばらく休憩をいたします。10時5分から、10分間。10時5分。すみません。10分ではなくて10時5分でやります。よろしくお願いします。

(休憩 午前 9時55分)

(再開 午前10時05分)

○議長(中村武弘君) 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村武弘君) それでは、日程第4、町長報告を行います。

最初に、行政報告からお願いいたします。

町長。

○町長(佐藤信治君) 皆さん、おはようございます。

本日から開会をお願いいたしまして本定例会は27日までの5日間ということでございます。町長報告を含めて18件の議題を提起させていただいておりますので、御

審議のほどよろしくお願いいたします。

町長報告の行政報告は、平成２８年度決算見込みの概要１件でございますが、その前にこの場をおかりしまして、４月１日付の人事異動のあった部長級職員を紹介させていただきます。

まず、皆様から言えば左手からですが、総務部長、坂本雅司です。生活環境部長からの配置がえでございます。

○総務部長（坂本雅司君） 坂本です。引き続きよろしくお願いいたします。

○町長（佐藤信治君） 右手になりますが、福祉保健部長、山西仁子です。福祉保健部次長からの昇任でございます。

○福祉保健部長（山西仁子君） 山西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（佐藤信治君） 生活環境部長、戸田秀生です。教育次長からの昇任でございます。

○生活環境部長（戸田秀生君） 戸田です。よろしくお願いいたします。

○町長（佐藤信治君） 左手にかかります。会計管理者、会計室長、立石佳之です。福祉保健部長から配置がえでございます。

○会計室長（立石佳之君） 立石です。よろしく願いします。

○町長（佐藤信治君） 右手に参ります。消防長、寺尾光司です。総務部長から配置がえでございます。

○消防長（寺尾光司君） 寺尾です。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（佐藤信治君） 続いて、教育部長、奥田米穂です。県、広島県教育委員会から本町教育委員会に採用をいたしました。

○教育部長（奥田米穂君） 奥田です。よろしくお願いいたします。

○町長（佐藤信治君） 以上でございます。

それでは、平成２８年度決算見込みの概要について御報告申し上げます。

例年御報告しておるところでございますが、本年も５月３１日で出納閉鎖となりましたので、平成２８年度歳入歳出決算の見込みについて御報告いたします。

まず、一般会計の歳入でございますが、町税では予算現額に対し法人町民税で３億５，２００万円、固定資産税で８，６００万円、個人町民税で４，６００万円の増収などが影響いたしまして、町税全体で４億７，０００万円増の８５億３，５００万円となりました。３月補正で法人町民税は７億円の増額補正をしておりますので、当初

予算と比較をいたしますと、法人町民税は１０億５，２００万円の増収、町税全体では１１億７，０００万円の増収となっております。

一方、地方交付税が１億１，７００万円の減、地方消費税交付金が８，８００万円の減となり、また国庫支出金や町債なども予算額を下回っております。

歳入総額では、翌年度への繰越財源を除き、予算額に対して９５．７％の収入率となりました。

歳出については、予算に計上したまちづくりへの取り組みを着実に実施をし、国の補正予算につきましても積極的に活用し、適正に事業を執行した結果、翌年度への繰り越しを除いた歳出総額では、予算額に対し９３．３％の執行率となりました。

平成２８年度一般会計歳入歳出決算は、歳入総額２０３億８，４００万円、歳出総額１９７億３，９００万円で、翌年度への繰り越すべき財源を除き、５億１，０００万円の剰余金が生じるものと見込んでおります。

なお、当該歳入により当該年度の歳出が賄えたことから、昨年度に引き続き財政調整積立基金を取り崩さない決算となりました。基金残高は２億１，５００万円積み増しをしております、約１７億３，０００万円となっております。

また、各特別会計においても適正な予算執行の結果、赤字決算はございませんでした。

以上でございます。

○議長（中村武弘君） ただいまの行政報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、行政報告を終わります。

続いて、報告第４号、専決処分の報告についてをお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第４号 平成２９年６月２３日提出。

専決処分の報告について。

府中町都市計画税条例の一部を改正する条例について、平成２９年３月３１日に次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により報告する。

府中町長 佐藤信治

詳細についての説明は、総務部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

総務部長。

○総務部長（坂本雅司君） おはようございます。総務部長です。報告第４号、専決処分の報告について。府中町都市計画税条例一部改正について、補足説明をさせていただきます。

報告第４号参考資料をごらんください。

当該条例改正の内容は、府中町議会の委任による町の専決処分事項の指定について、第１項に規定する条例の改廃で、法令の改廃に伴い引用する条番号等もしくは語句または条文の整理を行い、かつ町独自の判断を伴わない条例を定めることに該当するものであることから、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分し、同条２項の規定により、本議会に報告するものです。

１、改正の趣旨でございますが、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部改正をする法律の施行に伴い、府中町都市計画税条例の一部を改正するというものです。

改正事項の概要ですが、地方税法附則第１５条の改正に伴い、引用する項番号を整理するものです。

施行期日等は平成２９年４月１日。ただし、改正後の規定は平成２９年度以降の年度分の都市計画税に適用し、平成２８年度分までは従前の例によるものです。

専決処分年月日は平成２９年３月３１日です。

以上、補足説明です。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

続いて、報告第５号、専決処分の報告についてをお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第５号 平成２９年６月２３日提出。

専決処分の報告について。

府中町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、平成２９年５月３０日に次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により報告する。

詳細についての説明は、総務部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

総務部長。

○総務部長（坂本雅司君） 報告第5号、専決処分の報告について。府中町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての補足説明をさせていただきます。

報告第5号参考資料をごらんください。

当該条例改正の内容は、府中町議会の委任による町の専決処分事項の指定について、第1項に規定する条例の改廃で、法令の改廃に伴い引用する条番号等もしくは語句または条文の整理を行い、かつ町独自の判断を伴わない条例を定めることに該当するものであることから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により、本議会に報告するものです。

1、改正の趣旨ですが、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものです。

条例では、町の実施する事務に関し、住民情報、所得情報が必要なため、個人番号を取得し、保有し、利用してよいという内容です。個人番号を使って他の機関に情報の照会ができると規定するものでございます。

改正事項の概要ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これは番号利用法と呼ばれているものですが、第19条の第8号が追加され、以降番号が1つずつずれたために19条の第9号を10号に改めるものです。

施行期日等は平成29年5月30日です。

専決処分年月日は平成29年5月30日です。

以上、補足説明です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

12番西議員。

○１２番（西 友幸君） この番号制度について、実際私ちょっと新聞か何かで読んだと思うんですが、多分今登録されてる方８％ぐらいじゃないんですか。なかなか普及してないと思うんですね。そこら辺の原因がどこにあるのか。そして、多くに利用していただくためにはどうしたらいいのか。そこらをちょっと研究されたことがあるのかどうか。どうしてせっかくできたのに利用されんなら、もうできんのと、つくっても意味がないものをつくったような感じがしとるんですが、今府中町でどのぐらいマイナンバーですか、登録されとるのか教えてください。

○議長（中村武弘君） 関連。

１５番加島議員。

○１５番（加島久行君） 前任者がちょっと言われたんですが、この個人番号の登録につきましては、今の状況は大体どういうふうな状況になっておって、これから将来的にこの番号がどう生かされて何にいくのか。それからプライバシーの問題等について、いろいろサイバーの問題もありますが、これはそこらあたりも含めてどういうふうにこの問題について考えておられるのか。今の段階の考え方で結構でございますので、答弁をお願いをしたいと思います。

それから、ここに特定の個人の識別をするというように書いてあるんですが、これがもう少しですね、これは大体どうしてこんなものが要ってこれがなぜ必要なのか、これをどう生かしていくのか、そこらあたりも含めて関連をひとつ教えてください。

以上です。

○議長（中村武弘君） 答弁。

住民課長。

○住民課長（三上富雄君） 西議員の御質問にお答えいたします。

まず、マイナンバーカードの交付率ですが、この５月末の時点で府中町は１０．７５％の交付率です。県の平均が９．４３％。ちなみに府中町の交付率は、県内２３市町の中で６番目ということになっております。最高が呉市の１１．５３％ということになっております。件数が５，６０１枚。５月末で５，６０１枚ということでございます。

以上でございます。

○議長（中村武弘君） 総務部次長。

○総務部次長（大塚圭子君） 先ほど御質問の加島議員の御質問の答弁をいたします。

まず、マイナンバーの使う場面というのが、役場で行政のほうで、例えば法律で定められています児童手当ですとか税の関係で、マイナンバーを利用して各種市町村間で情報を連携することになっております。これによって窓口に来られた方の添付書類が省略されたり、わざわざ出向くことがなくなる業務がふえていくというふうに、今後の制度を拡大していくようになっております。

また、町独自での条例で定めている事務についてもそういった番号を利用することができますので、住民の方には直接影響がないところもあるかもしれませんが、そういったところで連携を行い、事務の簡素化、それから事務の速さっていうのを進めていくようになっております。

また、利用できるところでは防災のほうで、例えば災害が起こったときにマイナンバーによって情報を収集するとかいうふうに使うことは、限定されておりますけれども可能でございます。

それから、セキュリティの問題ですが、マイナンバーの扱いについては法律で定められまして、かなり厳格に使われることになっております。利用制限というのも法律で決まっておりますので、違反すると刑罰も科せられますし、個人情報の保護審査会というものがあまして、そこで審査をすることになります。

以上でございます。

○議長（中村武弘君） 12番西議員。

○12番（西 友幸君） 先ほど私質問したのは、どうやったらこれがふえていくのか、役場がどのようにしたらふやしていけるか。今答弁あったように約10%ぐらいですね。約9割の方は加入してないわけですよ。残りの9割の方はまだ未加入なわけですよ。どうやったら今質問は多くできるかという質問をしたんですが、答弁が全然方向性がないのと、もう一つ、職員の仕事が省けると言われたんですが、私は職員の顔を見ながらいろいろ話し合い、また職員との距離感いうのね、町民とは近づけていかんやいけんの逆方向のことをちょっと言われたと思うんですが、顔の見える職員の姿を、町民がそれを望んどるんじゃないかと私は逆に思っとなるんですが、どうでしょうか、その点については。

○議長（中村武弘君） 町長。

○町長（佐藤信治君） まず、前提がマイナンバー、個人番号というのは、全員がついとなるんです。もう既に。先ほど御答弁させていただいた10.7%はマイナンバーカ

ードの交付です。答弁した行政の情報連携というのは、全員が付番ついてるわけですから、それは活用します。

あと、例えば今回議案でもありますが、例えば住民票等のコンビニ交付。そういったサービスを受けるためにはカードをお持ちでないといけないんです。したがって、コンビニ、住民票等のコンビニ交付を受けるためには番号ついとるだけではだめで、マイナンバーカードを持っていただくと。私どものほうはサービスの拡充を考えておりますので、役場に来ていただかなくてもコンビニでそういった証明等が受け取れるよと、そういうふうなサービスの拡充をするわけですから、そうしたサービスが受けられるようにカードは皆さんお持ちいただきたいということは努力してまいりたいと思います。

ですから、議員さんおっしゃられるように、顔が見える行政。それ大事なことです。ただ、一方では役場に来ていただかなくても諸手続きができる、あるいはこれはマイナンバーではありませんけど、ネットで申請をしたりそういったサービスの拡充をしてまいりたいというふうに思ってます。決して顔が見えない役場にするつもりはございませんけど、サービスはそういうところも拡充していくんだということで御理解いただきたいと思います。

あと細かいことはちょっと担当のほうで答弁します。

○議長（中村武弘君） 答弁されますか。いいですか。

12 西議員。

○12番（西 友幸君） 私、今町長にコンビニ等でできるいうて聞いたんですが、それ確かにできますよ。でも、これは携帯で言ったらスマートフォンと一緒にガラケーじゃありません。それで、若い人には多分そういう人が多いですよ。でも、今高齢化社会を迎えて、例えばスマホもあんまり使えん町民もいっぱいおります。ガラケーですね、昔の。そういった者大事にせずにコンビニでできるじゃなんじゃ。もう高齢者をいかに度外視しとるか。そこらが私ちょっとよくうかがえるんですよ。

ですから、どうやったら皆さんに入ってもらいやすいものにできるか。それも選挙に行かれるんもほとんど高齢者と私は思っとるんですよ。高齢者がいかに今ふえてるか。老人会もなくなってる時代でございます。町内会もなくなっているような時代でございます。そういう時代において若者でコンビニ行くのは、それは働いてるから便利ですよ。でも、私はそんなもんじゃないと思うんです。実際は高齢者がいかに便

利に、そして入りやすくできるか。そこらを私は本来伺っとるわけなんですけど、ちょっと答弁がちょっとずれとるんじゃないかと。ちょっと真剣に考えてくださいよ、本当。

（「議事進行」の声あり）

○議長（中村武弘君） 議事進行。

○6番（山口晃司君） 西議員の質問は大変いい視点だと思われるんですが、この専決処分とはちょっと内容がかけ離れており、また西議員自身が総務委員でございますので、総務委員会のほうでしっかり話し合いをしていただいたらと思うんですが。

○議長（中村武弘君） それでよろしゅうございますか。

ほかにございませんか。

15番加島議員。

○15番（加島久行君） 議事進行も出たりいろいろにぎやかになったわけですが、私はこのマイナンバーカードというのはみんなにあるんです。もう決まっとるんです。全国1億2,000万人。それで、ただカードにインプットするかどうか、自分の顔をするかどうかいうあれをつくるのが今10%ということなんです。それで、このカードはどういう人が必要なんかいうと、有価証券をしよる人。いろいろとそういうふうなことを、国際的なことをやりよる人。この分はこのカードをつくらんにやできません、取引が。

だから、一概にこれは強制的にやるものでもないし、やっぱり個人を尊重して私はやればいいし、必要に応じたらどうしても要る者はどうしてもつくる。つくらんとだめですから、そういうふうなことにマイナンバーのこの今回のカードの特徴があるわけですから、今までと違うものがあるんですから、だからそういう用途によっていろいろと個人差がある。このことを申し上げて質問を終わります。

○議長（中村武弘君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

続いて、報告第6号、専決処分の報告についてをお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第6号 平成29年6月23日提出。

専決処分の報告について。

工事請負契約の変更について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により報告する。

府中町長 佐藤信治

詳細についての説明は、建設部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（梶川幸正君） おはようございます。建設部長でございます。報告第６号、専決処分の報告について、補足して説明をさせていただきます。

今回の専決処分の報告につきましては、府中町議会の委任による町の専決処分事項の指定について、第５項に規定する議会の議決を経て締結した建設工事の請負金額で、請負代金額の増額もしくは減額が当該請負代金額の１０分の２を超えない変更契約を締結すること。ただし、変更契約金額が当該請負代金額の１０分の２以下であっても、その額が５，０００万円を超える場合を除くに該当するものであることから、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分し、同条第２項の規定により本議会に報告するものでございます。

専決処分の内容でございますが、工事名、防災行政無線デジタル化整備工事。工事場所、府中町町内一円でございます。請負金額は、当初、平成２８年６月２４日の６月議会定例会において１億１，８６６万２，８４０円で契約の議決をいただき、平成２８年の１２月議会定例会において、屋外拡声子局４局の追加整備で１億４，０４３万４，５６０円の変更契約の専決処分を報告させていただいております。

このたび、変更後の請負金額が１億４，２３７万９，６４０円で前回の報告時より１９４万５，０８０円の増額となり、専決処分を行ったものでございます。請負人、広島市東区光町二丁目９番２４号 株式会社関電工中国支社でございます。

今回の主な変更内容といたしましては、子局から揚倉山健康運動公園管理棟への送電線を架空線から地中線に変更するもので、約２５万円の増額でございます。当初は管理棟内で通話が可能となるよう、子局の支持柱から管理棟まで架空線で計画をしておりましたが、公園管理上支障となる可能性があることから、地中線に変更するものでございます。

次に、水分峡に設置する子局の工事に際、重機等を運搬する仮設工を追加するもので、約１６０万円の増額でございます。これは当初、散策道を利用して運搬を計画し

ておりましたが、工事ヤードの占用の関係で水分峡利用者の方への影響が大きいことから、運搬ルートを山側へ変更したものでございます。

また、工事竣工による数量変更に伴い、精算を行ったものでございます。

変更前の契約金額について、議会の議決を得た日は平成２８年６月２４日、専決処分年月日は平成２９年３月２７日でございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

続いて、報告第７号、予算の繰越明許の報告について（一般会計）をお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第７号 平成２９年６月２３日提出。

予算の繰越明許の報告について（一般会計）

平成２８年度府中町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定により報告する。

府中町長 佐藤信治

詳細についての説明は、企画財政部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） おはようございます。企画財政部長です。報告第７号、予算の繰越明許の報告について（一般会計）を補足して説明いたします。

本報告は、３月補正等において繰越明許費として議決をいただいた事業について、今年度に入り翌年度繰越額が確定しましたので、その内容を報告するものです。

裏面の平成２８年度繰越明許費繰越計算書をごらんください。

合計１７事業、翌年度繰越額の総額は２５億６，０２２万４，９７８円です。

それでは、事業ごとに説明いたします。

款 総務費、項 総務管理費、事業名、庁舎改修等事業は、非常用電源設備の再整備計画策定業務委託料で、５００万円の繰り越しです。

次に、項 戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍住民基本台帳等事務事業は、地方公共団体情報システム機構に対する個人番号カード発行等事業に係る負担金で、390万2,000円の繰り越しです。

続いて、事業名、証明書等コンビニ交付事業は、住民基本台帳システムの改修委託で、1,720万5,480円の繰り越しです。

次に、款 衛生費、項 清掃費、事業名、環境センター維持管理事業は、環境センター管理棟の屋根防水層の改修で、567万円の繰り越しです。

次に款 土木費、項 道路橋りょう費、事業名、道路補修等事業は、鶴江2号線水路改修工事で、1,481万6,520円の繰り越しです。

続いて、事業名、道路新設改良事業は、浜田17号線道路改良工事で、450万円の繰り越しです。

次に、項 都市計画費、事業名、向洋駅周辺土地区画整理事業は、街区整備工事1件、補償5件、業務委託1件について、1億1,138万7,000円の繰り越しです。

続いて、事業名、県施行街路事業負担金事業は、青崎池尻線の整備に係る負担金で、384万666円の繰り越しです。

続いて、事業名、広島市東部地区連続立体交差事業は、同事業の整備に係る負担金で、1,700万5,724円の繰り越しです。

続いて、事業名、南小学校青崎東線整備事業は、南小学校青崎東線道路改良工事で、1,000万円の繰り越しです。

続いて、事業名、南保育所跡地整備事業は、南保育所の跡地に屋根つきのベンチを設置するもので、150万円の繰り越しです。

次に、款 消防費、項 消防費、事業名、消防自動車等購入事業は、指揮支援車の無線機を購入するもので、213万8,400円の繰り越しです。

続いて、事業名、消防団施設整備事業は、消防団第3分団詰所新築工事で、2,754万円の繰り越しです。

次に、款 教育費、項 教育総務費、事業名、教育施設改修等事業は、教育施設長寿命化計画等策定業務委託料で、999万円の繰り越しです。

次に、項 小学校費、事業名、小学校施設改修等事業は、町内の小学校5校に空調設備を設置する工事で、3億6,611万8,000円の繰り越しです。

次に、項 中学校費、事業名、中学校施設耐震化事業は、府中中学校の校舎耐震化工事費及び給食棟の新築工事に係る工事費及び監理委託料で、１９億８５７万３８８円の繰り越しです。

続いて、事業名、中学校施設改修等事業は、府中中学校の空調設備設置工事並びに府中緑ヶ丘中学校体育館窓枠落下防止工事で、５，１０４万８００円の繰り越しです。

各事業とも財源内訳は記載のとおりです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中村武弘君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

続いて、報告第８号、府中町土地開発公社の経営状況についてをお願いいたします。  
町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第８号 平成２９年６月２３日提出。

府中町土地開発公社の経営状況について。

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、府中町土地開発公社の経営状況を次のとおり報告する。

府中町長 佐藤信治

詳細についての説明は、企画財政部長が行いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） 報告第８号、府中町土地開発公社の経営状況についてを補足して説明いたします。

府中町土地開発公社では、平成２９年度予算に関し、平成２９年３月２４日に、また平成２８年度決算に関し、平成２９年５月２６日にそれぞれ理事会を開催し、承認を受けております。

それでは、まず平成２８年度決算から説明いたします。

１ページをお開きください。

平成２８年度に行った事業の概況が記載されております。

１、総括の（１）公有地取得事業において、向洋駅周辺土地区画整理事業に供する

公共施設用地として、青崎南の区域の一部を面積 1 0 2 . 8 7 平方メートル、金額 1 , 1 1 1 万円により取得しております。

( 2 ) 公有地売却事業において、向洋駅周辺土地区画整理事業に供する土地として、パチンコトーヨー跡地の一部を面積 3 2 0 平方メートル、金額 1 億 6 , 6 8 0 万 4 , 6 8 7 円により町へ売却しております。

また、向洋駅周辺土地区画整理事業に供する小宅地対策用地として、桃山一丁目の区域の一部を面積 6 6 6 . 7 0 平方メートル、金額 1 億 7 0 4 万 9 , 9 6 3 円により町へ売却しております。

( 3 ) 当該年度末公有地保有状況は、面積 5 , 2 8 3 . 0 6 平方メートル、金額 1 2 億 5 , 4 9 8 万 7 , 6 1 6 円となっております。

次に、2 ページをお願いいたします。貸借対照表です。

まず、資産の部 1、流動資産の ( 1 ) 現金及び預金は 6 7 1 万 4 , 2 7 2 円となっております。

( 3 ) 公有用地は、向洋駅周辺土地区画整理事業の用地として先ほど 1 ページで説明させていただいたとおり、1 2 億 5 , 4 9 8 万 7 , 6 1 6 円となっております。

流動資産合計は 1 2 億 6 , 1 7 0 万 1 , 8 8 8 円となっております。

次に、2 の固定資産です。

( 2 ) 無形固定資産のソフトウェア 1 円は、平成 2 3 年度に購入した公社会計システムの減価償却後の残存価格で、無形固定資産合計も同額となっております。

( 3 ) 投資その他の資産の長期性預金 5 0 0 万円は、基本財産としての町からの出資金で、投資その他の資産合計も同額となっております。

固定資産合計は 5 0 0 万 1 円で、先ほどの流動資産と合わせた資産合計は 1 2 億 6 , 6 7 0 万 1 , 8 8 9 円となっております。

次に、負債の部です。

1、固定負債の ( 1 ) 長期借入金は、向洋駅周辺土地区画整理事業の用地購入に係る金融機関からの借入金残高で、1 1 億 4 4 6 万 4 , 0 0 8 円となっており、負債合計も同額となっております。

次に、資本の部です。

1、資本金の ( 1 ) 基本財産 5 0 0 万円は、町からの出資金で、先ほどの資産の部  
2、固定資産の ( 3 ) 投資その他の資産における長期性預金と同額となっております。

2、準備金の（1）前期繰越準備金は、平成27年度から繰り越した金額を計上しており、1億5,738万9,333円となっております。

（2）当期純損失は、当期の損益計算上の損失を計上したもので、15万1,452円となっております。

準備金合計は1億5,723万7,881円で、先ほどの資本金と合わせた資本合計は1億6,223万7,881円となっております。負債の部と資本の部を合わせた負債資本合計は12億6,670万1,889円で、資産の部合計額と一致しております。

続いて、3ページ、4ページは財産目録ですが、2ページの貸借対照表の内容を記載したものですので、説明は省略いたします。

5ページをお願いいたします。損益計算書です。

当書類は2ページ、貸借対照表の資本の部2、準備金の（2）当期純損失15万1,452円の内訳を示すものとなっております。

1、事業収益の（1）公有地取得事業収益2億7,385万4,650円となっております。向洋駅周辺土地区画整理事業の用に供する土地並びに小宅地対策用地を町に売却したことに伴う収益で、1ページの概要でも御説明させていただいたとおりです。

2、事業原価は、1の事業収益を得るために要した経費を計上したもので、（1）公有地取得事業原価2億7,385万4,650円となっております。1の事業収益と同額であり、よって事業総利益はゼロとなっております。

3、販売費及び一般管理費は、役員報酬や公租公課などの事務的な経費を計上したもので、（1）販売費及び一般管理費16万855円となっており、事業損失も同額となっております。

4、事業外収益は、預金利子を計上したもので、（1）受取利息9,403円となっております。先ほどの事業損失との差し引きを行った額15万1,452円を経常損失として計上しており、同額が当期純損失となっているものです。

次に、7ページから13ページは、ただいま御説明した決算に係る附属明細書となっております。参考にしていただければと思います。

それでは次に、平成29年度予算について説明いたします。

15ページからが平成29年度の予算書となっております。

１６ページをお願いします。

第２条が事業計画です。１の公有地取得事業では、向洋駅周辺土地区画整理事業に供する公共施設用地を取得するものとして、面積３１７．１１平方メートル、事業費６，６７５万５，０００円を計上しております。

２の公有地売却事業では、向洋駅周辺土地区画整理事業に供する小宅地対策用地を町へ売却するものとして、面積１６１．６９平方メートル、事業費６，５９７万３，０００円、また向洋駅周辺土地区画整理事業に供する公共施設用地を町へ売却するものとして、面積４１９．９８平方メートル、事業費７，８５２万４，０００円をそれぞれ計上しております。

補足説明は以上です。

○議長（中村武弘君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

１２番西議員。

○１２番（西 友幸君） 先ほどから町行政においても予備費が余ってるということで、このたびみくまりにある北小の裏とか木造の町営住宅が上にあるんですが、そこに入る道がすごく狭いわけなんです。２メートルあるかないかで普通車がやっと通るという状況でございます。今の状況において、予備費が余ってるという状況において、この道路の狭い状況を解消すれば、町営住宅が存在してる場所の価値も上がるし、また北小の下に土地があるわけなんです、そこもすごく価値が上がると思うんです。桜ヶ丘はみくまりよりはもっと土地も低いので、そこら辺の町有地の土地が上がってくると思うんですね。

ですから、今予備費で余ってる金でその道路を広げたらどうかと思うんですが、後々の将来の府中町の財源を確保する意味においても、有益な金じゃないかと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（中村武弘君） 西議員、今土地開発公社の経営状況についてで議題に出てます。

○１２番（西 友幸君） 北小の下は私、開発公社が持つと思うだけ。

○議長（中村武弘君） 町長。

○町長（佐藤信治君） 御質問の北小学校の部分は、土地開発公社で所有しとる土地じゃありませんので、本報告には関係ないという案件でございます。

○議長（中村武弘君） ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。  
次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第5、報告第9号、専決処分の承認についてを議題に供します。

本件について理事者の説明をお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第9号 平成29年6月23日提出。

専決処分の承認について。

府中町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成29年3月31日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

府中町長 佐藤信治

詳細につきましての説明は、総務部長が行いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

総務部長。

○総務部長（坂本雅司君） 報告第9号、府中町税条例の一部改正について、補足説明させていただきます。

この専決処分につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町税条例の改正を伴う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項に基づき専決処分したので、同条第3項により報告し、議会の承認を受けるものでございます。

1の改正の趣旨です。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町税条例の一部を改正するものです。

2の改正事項の概要です。

法律の改正に合わせて改正をし、必要な規定の整備を行うものでございます。

まず、町民税関係。

(1) ですが、上場株式等に係る配当所得等について、町が納税義務者の意思等を

勘案し、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課することができることを明確化したものでございます。上場株式等については、今まで確定申告とは別に所得税、住民税の申告が別々にできるように明確化されたものでございます。

(2) ですが、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものです。現在は、昭和57年度から平成30年度としていますが、平成33年度まで延長するものです。

(3) です。優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものです。現在は昭和63年度から平成29年度としていますが、平成32年度までとするものでございます。

続いて、固定資産税関係でございます。

(1) 災害により滅失・損壊した償却資産にかわるものとして取得した償却資産について、課税標準額を4年度に限り2分の1とするものです。

続いて、(2) です。居住用超高層建築物、いわゆるタワーマンションでございます。20階建て程度に当たる60メートルを超えるようなマンションに係る課税については、各区分所有者全員の居住用専有部分を案分して階層ごとの取引価格の傾向を反映するための階層別床面積補正を用いて税額を算出する。また、区分所有者全員の協議により実際の売買価格の傾向を踏まえた補正や、天井の高さ、仕上げ部分の差異による補正を申し出ることができるというものです。

現状では、階が上がるほど高い値段で取引がなされていますが、この傾向を税額に反映しようとするものです。マンション1棟の全体の税額は今までと同じようになるよう計算しますので、中間の階を基準として1階上がるごとに税額が約0.26%上がると、1階下がることに税額が0.26%下がるということになります。40階建てでは、1階と40階では10%の差が出るということになっております。

これとは別に、実際の売買価格による補正や天井の高さ、床が大理石かフローリングかなどの仕上げ部分等の差による補正などで、区分所有者全員が協議をして定めた場合は、そういう申し出もできるということ、案分の方法を申し出ることができるということを規定をしております。

(3) です。被災市街地復興推進地域に指定された土地について、震災等発生後4年度分に限り所有者の申し出により従前の共用土地に係る税額の案分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定の整備です。

今まで被災地において適用期間が２年でしたが、被災市街地復興推進地域に指定された場合は４年間に延長するものです。マンション等の場合の共用土地の案分方法も定めております。

（４）です。被災市街地復興推進地域に指定された住宅用地について、震災等発生後４年度分に限り課税標準の特例による軽減措置を適用する規定をするものです。

震災等により滅失・損壊した住宅敷地であった土地につきましては、被災市街地復興推進地域内にあり、やむを得ない事情により住宅用地として使用できないと認められないと認められたときは、不確実に住宅が再建されていなくても震災時等の発生後４年に限り、住宅用地特例を適用し、税負担を６分の１に軽減するというものでございます。

（５）番目ですが、耐震改修が行われた認定長期優良住宅について、固定資産税の減額、改修の翌年度に限り３分の２を受けようとする者が提出すべき申告について規定をするものです。

耐震改修が完了した日から３カ月以内に納税義務者の住所、氏名、耐震改修が完了した年月日、耐震改修に要した費用等を提出するように定めるものでございます。

続いて、軽自動車税関係でございます。

（１）燃費性能がすぐれた軽自動車の税率を軽減する特例を２年延長するものでございます。

通称グリーン化特例と言われるもので、燃費性能のすぐれた軽自動車を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減するというものです。平成２９年３月３１日までの取得分が対象でしたが、平成３１年３月３１日までの取得分を対象とするものです。

（２）です。自動車メーカーによる不正行為に起因して納付不足額が生じた場合における当該不足額に係る賦課徴収の方法を規定しております。

平成２７年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に初回登録を受けた３輪以上の軽自動車について、グリーン化特例の対象に該当しないことが判明した場合には、自動車メーカーに対して請求できるものとしたものです。

例示ですが、三菱自動車の燃費不正問題が起りましたが、それを受けての改正で、対象自動車は府中町で４０台いうのを見込んでおります。

３、施行期日等です。条例の施行期日は平成２９年４月１日でございます。ただし、

改正後の規定は、平成２９年度以降の年度分の町民税、固定資産税、軽自動車税に適用し、平成２８年度分までは従前の例によることとしております。

専決処分年月日は平成２９年３月３１日です。

以上、補足説明させていただきました。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

２番木田議員。

○２番（木田圭司君） 航空機燃料譲与税法の一部をとあるんですが、ちょっと聞きなれない言葉でよくわからないんですけど、ちょっとそこを教えていただきたいのと、改正する部分のどこの部分と関連があるのかも含めてお願いします。

○議長（中村武弘君） 税務課長。

○税務課長（金川秀之君） 今回これに載っておりますこの長い法律名なんですが、このうち地方税法だけが該当しておりまして、航空燃料とかいうのは国または国等の関係の法律ですから、町に直接は関係がございません。

○議長（中村武弘君） ２番木田議員。

○２番（木田圭司君） じゃけ、うちの町には該当しないというか、直接関係はないいうことで確認なんですけど、よろしいですね。

○議長（中村武弘君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

日程第５、報告第９号、専決処分の承認について、承認いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、日程第５、報告第９号、専決処分の承認については、承認することと決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第6、報告第10号、専決処分の承認についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第10号 平成29年6月23日提出。

専決処分の承認について。

府中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成29年3月31日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、府中町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

詳細についての説明は、総務部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

総務部長。

○総務部長（坂本雅司君） 報告第10号、専決処分の承認について。府中町国民健康保険税条例の一部改正について、補足説明させていただきます。

報告第10号参考資料をごらんください。

この専決処分につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、府中町国民健康保険税条例の一部の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項により報告し、議会の承認を受けるものです。

改正の趣旨でございますが、地方税法施行令の一部改正に伴い、府中町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

2の改正事項の概要です。軽減措置については、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘すべき金額を、現行の26万5,000円を27万円に、2割軽減の対象となる世帯軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘すべき金額を、現行の48万円を49万円に引き上げるというものです。

国民健康保険税は、低所得者について、その世帯の被保険者数及び所得状況に応じて本来算定される被保険者均等割と世帯別平等割に係る税額の7割、5割または2割

を軽減する制度があります。このたび改正は、そのうち５割軽減、２割軽減について、その対象となる所得の上限を引き上げ、軽減対象世帯を拡大するというものです。

なお、軽減措置により約８１万円の減収になると見込んでおりますが、国、県の負担金で補てんされるという仕組みになっております。軽減率に乘じます金額がふえておりますので、軽減の効果が働くということでございます。

３番の条例の施行期日等は平成２９年４月１日です。ただし、改正後の規定は平成２９年度以降の年度分の国民健康保険税に適用し、平成２８年度分までは従前の例によることとしております。

４の専決処分年月日は平成２９年３月３１日です。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

日程第６、報告第１０号、専決処分の承認について、承認いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、日程第６、報告第１０号、専決処分の承認については、承認することと決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第７、報告第１１号、専決処分の承認についてを議題に供します。

本件について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第１１号 平成２９年６月２３日提出。

専決処分の承認について。

府中町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成29年5月30日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

詳細についての説明は、総務部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

総務部長。

○総務部長（坂本雅司君） 報告第11号、専決処分の承認について。府中町個人情報保護条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

報告第11号参考資料をごらんください。

この専決処分につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町個人情報保護条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項により報告し、議会の承認を受けるものです。

1の改正の趣旨です。

個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町個人情報保護条例の一部を改正するものです。

2の改正事項の概要です。

（1）個人情報の保護に関する法律第2条第1号及び第2号の個人情報の定義に、指紋データや顔認識データなどの個人の特徴をコンピューターの用に供するために変換した符号や、旅券番号や運転免許証番号のように個人に振り分けられた番号等を、個人情報の定義に加えられました。この改正により、条例も改正するものです。従来明記されていなかった電子的記録や文字や番号、記号等で個人が識別できるものなども含みます。

（2）として、収集制限の対象となる個人情報を要配慮個人情報と定義し、個人情

報の保護に関する法律第2条第2項に新たに新設され、その範囲が明確化されました。
その項目を条例第2条第3号に追加するものです。

例えば、人種、信条、社会的身分、前科、前歴、犯罪被害者情報などを指し、本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮を要するものと定義をされております。

(3) 番目です。条例の規定に基づき、個人番号を利用する事務、独自利用事務とありますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第19条第8項に新たに加えられた項目により、法令事務、法律で定められた個人番号を利用できる事務に準じた取り扱いが第26条で定められました。府中町個人情報保護条例第2条第5号情報提供等記録の定義に、この項目を追加するものでございます。

(4) 番目として、(3)に関連して取り扱う個人情報を訂正した場合、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第29条による取り扱いを、条例第18条第5項に情報連携による情報照会者にも訂正の旨を通知するものです。

なお、(3)(4)については、7月から始まるマイナンバーの情報連携に関連して改正したものであり、情報連携ネットワークを通じて各市町村間でデータの照会提供が開始されます。それに関連して取り扱う個人情報に独自利用事務による個人情報も追加したものでございます。

施行期日は平成29年5月30日、専決処分年月日は平成29年5月30日でございます。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

日程第7、報告第11号、専決処分の承認について、承認いたしたいと思いますが、

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) 御異議なしと認めます。よって、日程第7、報告第11号、専決処分の承認については、承認することと決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村武弘君) 日程第8、第15号議案、平成29年度府中町一般会計補正予算(第1号)を議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第15号議案 平成29年6月23日提出。

平成29年度府中町一般会計補正予算(第1号)

平成29年度府中町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,123万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182億9,053万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

府中町長 佐藤信治

詳細についての説明は、企画財政部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(中村武弘君) 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長(高石寛智君) 第15号議案、平成29年度府中町一般会計補正予算(第1号)について、補足して説明いたします。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。

7 ページをごらんください。歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 民生費国庫補助金、地域生活支援事業補助金は、歳出民生費に補正計上しております地域生活支援事業の特定財源で、48万5,000円の増額補正です。補助率は2分の1です。

次に、目 土木費国庫補助金、街路事業費補助金は、歳出土木費に補正計上しております南小学校青崎東線整備事業の特定財源で、1,323万2,000円の増額補正です。補助率は10分の5.5です。

次に、目 教育費国庫補助金、節 小学校費補助金、特別支援教育就学奨励費補助金は、歳出教育費に補正計上しております小学校就学援助奨励事業のうち特別支援教育就学奨励費に充当する特定財源で、5万8,000円の増額補正です。補助率は2分の1です。

続いて、節 中学校費補助金、特別支援教育就学奨励費補助金は、歳出教育費に補正計上しております中学校就学援助奨励事業のうち特別支援教育就学奨励費に充当する特定財源で、3万7,000円の増額補正です。補助率は2分の1です。

次に、款 県支出金、項 県補助金、目 民生費県補助金、地域生活支援事業補助金は、歳出民生費に補正計上しております地域生活支援事業の特定財源で、24万2,000円の増額補正です。補助率は4分の1です。

8 ページをお願いします。

款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整積立基金繰入金、財政調整積立基金からの繰入金は、本補正予算で必要な一般財源を措置するもので、1,122万6,000円の増額補正です。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入、宝くじコミュニティ助成金は、宝くじの社会貢献広報事業として活力ある地域づくりや地域防災組織の育成などに対し、一般財団法人自治総合センターから交付されるもので、730万円の増額補正です。助成率は10分の10で、歳出に所要の事業費を補正計上しております。

続いて、建物等移転補償金は、広島県施行の都市計画道路青崎池尻線の整備に伴い、府中南公民館敷地内にある施設電柱についての物件移転補償金で、345万6,000円の増額補正です。歳出に所要の事業費を補正計上しております。

次に、款 町債、項 町債、目 土木債、南小学校青崎東線整備事業債は、歳出土木費に補正計上しております南小学校青崎東線整備事業に係る特定財源で、

1, 520万円の増額補正です。

9ページから歳出です。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、地域コミュニティ活動支援事業は、宝くじコミュニティ助成金の対象事業で、地域活動促進事業補助金440万円の増額補正です。

内訳は、町内会集会所の空調機器、音響設備などの更新を行う青崎東町内会に対し200万円、盆踊りやぐら、和太鼓、ちょうちん、はっぴ等の更新を行う鹿籠下町内会に対し240万円となっております。

次に、款 民生費、項 社会福祉費、目 障害福祉費、地域生活支援事業は、手話通訳者2名の勤務時間の増加に伴う報酬及び嘱託員社会保険料の増額です。聴覚障害者の相談等に対応するため、役場本庁舎2階窓口に配置した手話通訳者について、当初予算では嘱託職員2名が2週間で5日間ずつ交代で勤務し、1週間の勤務時間が1人当たり19.375時間となるよう設定しておりましたが、登録手話通訳者派遣のコーディネートや福祉課以外の窓口案内など、利用者へのよりきめ細かな対応を行うために週に1日2人同時勤務する日を設けております。これにより1週間の勤務時間が22.5時間に増加し、嘱託職員の報酬及び社会保険料が合わせて97万2,000円増額となったものです。

10ページをお願いします。

款 労働費、項 労働諸費、目 労働諸費、安芸府中商工センター事業は、安芸府中商工センター2階多目的ホールの空調機器が故障し、修繕不能な状態であることから、購入を行うもので、施設用備品174万6,000円の増額補正です。

次に、款 土木費、項 都市計画費、目 街路事業費、南小学校青崎東線整備事業は、2,900万円の増額補正です。今年度の用地買収についてめどが立ったため、来年度に整備予定であった南小学校青崎東線道路改良工事の一部を前倒しして実施するものです。

11ページです。

款 消防費、項 消防費、目 常備消防費、常備消防活動事業費は、宝くじコミュニティ助成金の対象事業で、90万円の増額補正です。

内容は、将来の地域防災を担う人材育成と防火・防災の普及に資するための少年少女消防クラブの活動資器材の購入で、制服等を購入するための消耗品費32万

7, 000円及び炊き出しステーション等業務用備品の購入費57万3, 000円で、町が購入し、貸与するものです。

続いて、常備消防施設維持管理事業は、消防庁舎の1階及び2階男子トイレの修繕で、64万円の増額補正です。経年劣化により状態が悪化しており、昨年度の終わりのころには1階、2階合わせて5基ある男子用小便器のうち2基が使用不能となりました。残りのものについても漏水等の発生があるため、小便器5基及びトイレ内配管の交換等を行うものです。

次に、目 災害対策費、防災事業は、宝くじコミュニティ助成金の対象事業で、自主防災会防災用品整備事業助成金200万円の増額補正です。

内容は、沖自治会自主防災会67万円、府中ニュータウン自治会自主防災会68万円、千代東町内会自主防災会65万円で、発電機、担架、災害用マット等を購入するものです。

12ページをお願いします。

款 教育費、項 小学校費、目 学校管理費、 小学校管理運営事業は、学校事務嘱託員1名分に係る報酬及び共済費、合計190万6, 000円の減額補正です。府中小学校において、当初県費事務職員2名の配置基準である学級数27には達しないものと想定し、町費嘱託職員の予算措置をしておりましたが、新年度学級数が27となり、県費職員が2名配置されました。よって、必要な事務職員数2名が確保できたため、嘱託職員1名分の経費を減額するものです。

続いて、小学校教育支援事業は、56万3, 000円の増額補正です。府中小学校の特別支援学級に在籍する6年生児童について、自力でのかったん排出が困難であり、たんの吸引が可能な看護師の配置が必要なため、看護師1名分の賃金を増額補正するものです。

次に、目 教育振興費、小学校就学援助奨励事業は、378万1, 000円の増額補正です。要保護・準要保護児童教育扶助費において、新入学児童学用品費及び給食費の単価改定により増額の補正を行うものです。新入学児童学用品費については、国の要保護児童生徒援助費補助金において、新入学児童・生徒学用品費の予算単価が増額となったため、これを受けて町の要保護・準要保護児童教育扶助費においても増額補正をするものです。給食費については1食当たり250円で実施しておりましたが、平成26年度に実施された消費税の税率引き上げ及び近年継続している食材の値上げ

傾向により、現在の給食費のままでは望ましい給食を維持することが困難となったため、1食当たり280円に増額することとなり、これを受けて扶助費についても増額補正するものです。

13ページです。

項 中学校費、目 学校管理費、中学校管理運営事業は、学校事務嘱託職員1名分に係る報酬及び共済費、合計207万3,000円の増額補正です。府中中学校において、当初県費事務職員2名の配置基準である学級数21以上となるものと想定し、町費事務嘱託職員の予算措置をしておりませんでした。新年度の学級数が20学級となり、県費事務職員の配置が1名となりました。よって、必要な事務職員数2名を確保するため、嘱託職員1名分の経費を増額補正するものです。

次に、目 教育振興費、中学校就学援助奨励事業は、361万1,000円の増額補正です。小学校費と同じく要保護・準要保護生徒教育扶助費において、新入生徒学用品費及び給食費の単価改定により、増額の補正を行うものです。新入生徒学用品費については、国の補助金の予算単価が増額となったため、増額補正するものです。給食費については1食当たり280円で実施していましたが、消費税率引き上げや食材の値上げ傾向により、現行の給食費のままでは望ましい給食を継続することが困難となったため、1食当たり310円に増額を行い、これを受けて扶助費についても増額補正するものです。

次に、項 社会教育費、目 公民館費、公民館維持管理事業は、広島県施行の都市計画道路青崎池尻線の整備に伴い、府中南公民館敷地内にある施設電柱についての物件移転に要する経費として、施設修繕料345万6,000円の増額補正です。

以上が歳入歳出補正予算の説明です。

それでは、3ページにお戻りください。

3ページは債務負担行為補正です。

追加としまして、小学校給食調理業務委託料は、期間平成29年度から平成32年度までで、限度額2億9,560万8,000円です。町内小学校5校の給食調理業務の委託について、今年度で3年にわたる契約期間が終了するに当たり、来年度からさらに3年間委託を実施するため、今年度中に業者選定などの諸準備を整える必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

年度別の内訳は、平成30年度が9,763万2,000円、平成31年度が

9, 853万6, 000円、平成32年度が9, 944万円です。

次に、4ページは地方債補正です。

変更です。南小学校青崎東線整備事業の限度額は、補正前が5, 040万円、補正後が6, 560万円です。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前、補正後で変更はございません。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。質疑は9ページから13ページまでの歳出から、ページ順に行います。

まず初めに、9ページについて質疑を行います。9ページ、ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、次に10ページを行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 次に、11ページを行います。

5番繁政議員。

○5番（繁政秀子君） 11ページに先ほどの説明では消防が炊き出しの資材を一式買うような説明があったような気がするんだけど、幼年少年消防の子どもたちの制服と、それから今度は炊き出しを買うって言うちゃったでしょう。その炊き出しの資材を買われたら、それは誰が使ってもいいようにするのか。それども消防だけが使えるようにするのか。

その辺と幼年消防の子どもたちが何人ぐらいいるのか。このたびオーストラリアかどっか行くでしょう。行くよね。それに引率で行く人はどういう立場の人が何人行かれるのか。そういう説明はせにゃいけんのんじゃないの、広報には出とったけど。ほかに要らんのんかい。

○議長（中村武弘君） 答弁。

予防課長。

○予防課長（新宅和彦君） 5番繁政議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、順不同になると思うんですけど、まず炊き出しステーションの使用の件であります。基本的にはB F Cの活動の一環として使いますので、幼年消防クラブの活動の一環として使いますので、B F Cが活動で使うときに限定しております。

あと、次の質問でオリンピックの出場に際してですが、オリンピックの出場にはBFCの子ども5名と引率者1名、6名で一応参加するようにしております。引率する大人にありましては、会長、浦田会長が随行で出席します。

あと人数、BFCの今のただいまの人数ですが、今43名在籍しております。

すみません、先ほどの人数訂正させてもらいますけど、クラブ人数は今45名です。男子20名と女子23名の45名が今在籍しております。

すみません、クラブ人数もう一度、再度訂正で報告させていただきます。総員45名で、小学生が32、中学生が13の今6月1日現在で45名のクラブ員数になっております。

すみません、あともう一間質問があったと思いますけど、もう一間。

すみません、以上でございます。

○議長（中村武弘君） よろしいですか。

5番繁政議員。

○5番（繁政秀子君） ありがとうございます。炊き出しの資材なんですけど、どんなもんをどういように買われるんかわかりませんが、やっぱり町内会に子ども会なんかがありますから、同じように簡単に使えて見やすいもんだったら、今ごろのね、貸し出しをするようにして、やっぱりみんなの税金で買うんだから、そこのその子どもたちだけが使うようにしないようにしてもらいたいんですが、その辺の考え方はどうなんだろう。

○議長（中村武弘君） 消防長。

○消防長（寺尾光司君） 今回、宝くじの助成をもらって少年少女消防クラブの活動の備品ということで申請してますので、その辺のちょっと補助との助成との関係もあるんですが、一応買うものが炊き出しステーションといって、同時に50から120人分の御飯と汁物ができるプロパンで炊くものでございます。実際、北小で夏休み時に今宿泊キャンプをやってますので、そういうところで活用しようということで一応要望したんですが、町の備品となりますので、今後助成との兼ね合いをちょっと研究しまして使えるものは使ってこうということで、ちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中村武弘君） よろしいですか。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) なければ、次の教育費については2ページのみでございますので、12ページと13ページを一括で質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) なければ、次に歳入について質疑を行います。

7ページ、8ページの歳入について、一括で質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) なければ、次に3ページ、第2表、債務負担行為補正について質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) なければ、次に4ページ、第3表、地方債補正について質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村武弘君) お諮りします。

ここで昼休憩としたいと思いますが、よろしゅうございますか。1時から再開します。

なお、開会前に申し上げましたが、直ちに第2委員会室で議員共済会を開催いたしますので、移動をよろしくお願いいたします。

(休憩 午前11時47分)

(再開 午後 1時00分)

○議長（中村武弘君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第9、第16号議案、府中町印鑑条例の一部改正について  
を議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第16号議案 平成29年6月23日提出。

府中町印鑑条例の一部改正について。

府中町印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付制度を導入する  
ため、府中町印鑑条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては説明は、生活環境部長が行いますので、よろしくお願いいたします  
ます。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

生活環境部長。

○生活環境部長（戸田秀生君） 府中町印鑑条例の一部を改正する条例について御説明  
いたします。

第16号議案参考資料をごらんください。

1の改正の趣旨でございますが、本年9月から住民票、印鑑証明書、戸籍等の交付  
サービスを拡大するため、全国のコンビニエンスストア等でそれらが取得できるコン  
ビニ交付サービスの導入を実施する予定としております。これにより全国どこからで  
も、また土日祝日も印鑑登録証明書などの取得が可能となります。この事業の実施に  
当たりまして、印鑑証明書の交付に関しまして必要な府中町印鑑条例の一部を改正す  
るものでございます。

2の改正事項の概要でございますが、現在窓口での印鑑証明書を発行する手続にお  
きましては、前提条件として印鑑登録証の提示が必要となっております。印鑑登録証  
の提示がない場合は、印鑑証明書を交付することができません。9月から実施いたし

ます当該交付サービスにおきましては、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストアに設置された多機能端末機、マルチコピー機と呼ばれておりますですが、それを使いまして証明書の交付を行うものでございます。この場合において、印鑑登録証の提示にかわり個人番号カード、マイナンバーカードがあれば発行が可能となりますので、その手続としての条文を加えるため、条例の一部を改正するものでございます。

3の施行期日につきましては、サービス開始日であります平成29年9月1日としております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

10番児玉議員。

○10番（児玉利典君） 今まで使っとる印鑑証明のカード。これも窓口では使えるっていう理解でよろしいでしょうか。

あわせて、ちょっともう一つ質問があるんですが、マイナンバーカード、印鑑証明のカードじゃなくてマイナンバーカードを持っていったら、窓口でも発行していただけるんですか。ちょっとそこを確認お願いします。

○議長（中村武弘君） 住民課長。

○住民課長（三上富雄君） 今の御質問にお答えいたします。

1点目、印鑑登録カードがコンビニエンスストアで使えるかどうかじゃなくて、窓口ですか。失礼いたしました。これは従前と同じように使えます。

2点目ですが、マイナンバーカードのほうを窓口に持ってきていただいたときに印鑑証明が出るかどうかということですが、これは使えません。コンビニエンスストアのみで使えるようになっております。

以上でございます。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

8番上原議員。

○8番（上原 貢君） これ費用が多分発生するんだろう思うんですよ。だから、1回の個人の費用というのは、役場で発行した金額とコンビニで発行した金額と差があるんでしょうか。多分ないほうがいいと思いますけど、その件と、それから町がこうい

うコンビニでこういう手数料を集めるということは、幾らか手数料を払わにゃいけないんじゃないか思うんですよ、そのコンビニに対してね。1回どれぐらい払うんでしょうか。

○議長（中村武弘君） 住民課長。

○住民課長（三上富雄君） 上原議員の御質問にお答えいたします。

まず、手数料ですが、コンビニ交付の場合と窓口での交付の場合。これに差はございません。従前どおり、例えば住民票でしたら300円で1通当たり交付いたしております。

それと、この費用。コンビニエンスストアのほうに支払う費用ですが、1通当たり115円となっております。

以上でございます。

○議長（中村武弘君） 10番児玉議員。

○10番（児玉利典君） 窓口では、今の例えば400円なら400円で済むかと思うんですけども、マルチコピーを使った場合は、印刷料が例えば10円、カラーなら100円とかそういう形になるんじゃないかなと思いますが、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（中村武弘君） 住民課長。

○住民課長（三上富雄君） 御質問にお答えいたします。

例えば、住民票であれば300円。それ以外に手数料はかかりませんので、300円を入れていただければ、住民票が1通交付されるということになります。

○議長（中村武弘君） 10番児玉議員。

○10番（児玉利典君） だから、コンビニでやると印刷料も込みということでよろしいですか。

○議長（中村武弘君） 住民課長。

○住民課長（三上富雄君） はい。おっしゃられるとおりでございます。

○議長（中村武弘君） 5番繁政議員。

○5番（繁政秀子君） ちょっと確認しときたいと思います。

マイナンバーカードがあったら何でも役場でも物がとれると私はそう聞いてマイナンバーカードをつくったんですが、さっきの説明では印鑑証明にしても、住民票にしても、マイナンバーカードを持ってここへ来てそれはとれんいう答弁じゃったよね。

じゃけ、そのマイナンバーカードを持ってとろう思うたら、コンビニかあそこに行ったらそれはとれます。じゃあ、何のためにあのマイナンバーカードというのはつくったん。何でも使えるかなと思っとったんじゃが。

○議長（中村武弘君） 住民課長。

○住民課長（三上富雄君） 御質問にお答えいたします。

現時点でマイナンバーカードを使えるところは限られておられます。政府の方針ですけれども、この利用目的を広範に増加させるということで、マイナンバーカードの普及を図っていくというふうにしておりますが、最終的な利用目標なんですけれども、マイナンバーカードを使って御自宅から電子申請によっていろいろな自治体への請求ができるというようなことが最終目標となってるとう理解しております。

以上でございます。

○議長（中村武弘君） ほかにはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第10、第17号議案、府中町税条例及び府中町都市計画税条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第17号議案 平成29年6月23日提出。

府中町税条例及び府中町都市計画税条例の一部改正について。

府中町税条例及び府中町都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございますが、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律及び都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町税条例及び府中町都市計画税条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

総務部長。

○総務部長（坂本雅司君） 第17号議案、府中町税条例及び府中町都市計画税条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

第17号議案参考資料をごらんください。

1の改正の趣旨でございますが、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律及び都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町税条例及び府中町都市計画税条例の一部を改正するものでございます。

2の改正事項の概要です。これは第1条による改正です。

（1）としまして、町民税関係のものでございます。

控除対象配偶者の定義等は、用語変更に伴う規定の整備による改正によるものです。現行の控除対象配偶者は、同一生計配偶者に名称が改められますが、内容は変わりはありません。同一生計配偶者のうち合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者について、控除対象配偶者と規定されたものでございます。

2の固定資産税関係です。

地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例と言われるものですが、この規定が追加されたことに伴いまして、町の規定を追加するものです。

アといたしまして、多様な保育の充実を図り、保育整備促進のための措置として、家庭的保育、居宅型保育、定員5人以下の事業所内保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準について、価格に乗じるべき割合を軽減率の高い3分の1を乗じて得た額にしようとするものです。法では2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において条例で定めることとされています。現在のところ、該当の施設は町内にはございません。

イでございます。アと同様の内容を企業主導型保育事業について平成30年度末までに国の補助金を受け、その後5年間の軽減になりますが、その事業の用に供する固

定資産、家屋、土地、償却について、アと同様に軽減率の高い3分の1を乗じて得た額にしようとするものでございます。こちらの該当施設も現在はございません。

ウの都道府県知事が指定する法人等緑地管理機構が土地を所有または無償で借り受け、市民公園緑地を設置、管理する場合には、その用に供する土地に係る固定資産税について、平成31年3月31日まで課税標準は価格の3分の2を乗じて得た額にしようとするものです。こういった施設も現在のところ府中町にはないということでございます。

続きまして、第2条による改正です。

都市計画税でございますが、ただいま説明いたしました固定資産税関係と同じ内容のものでございますが、都市計画税は土地と家屋のみが対象となっていますので、償却資産を除外した点が異なっております。これにつきましては、(2)のイの企業主導型保育事業と(2)のウの市民公園緑地に適用するというものでございます。

施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行することとしております。ただし、2の(1)の改正及び4の(2)につきましては経過措置をとっております。平成31年1月1日から施行することとしています。

4番として経過措置でございますが、平成29年度分の税から適用しまして、平成29年度分までは従前の例によることとしております。ただし、次の各号に掲げる改正に係る経過措置は、当該各号に定めるとおりとしております。

(1)ですが、2の(2)のア、ウ及び2の(3)イにつきましては、平成30年度分の固定資産税及び都市計画税から適用し、平成29年度分までは従前の例によることとしております。

(2)ですが、2の(1)の改正につきましては、平成31年度分の個人の町民税から適用し、平成30年度分までは従前の例によることとしております。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

8番上原議員。

○8番（上原 貢君）　ちょっとだけ聞きたいんですが、いわゆる控除対象配偶者が同一生計配偶者というふうに名称が変わるわけですが、これは確定申告なんかの国税とかそういうのも全部そうなるんですか。町だけじゃないですよ、多分と思

うんですが、いかがですか。

○議長（中村武弘君） 税務課長。

○税務課長（金川秀之君） おっしゃるとおり全国的に変わりますので、全てにおいて変わります。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第 11、第 18 号議案、府中町手数料条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第 18 号議案 平成 29 年 6 月 23 日提出。

府中町手数料条例の一部改正について。

府中町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、多機能端末機による住民票の写しの交付制度の導入に伴い、当該制度を利用する場合においては手数料を免除しないこととするため、府中町手数料条例の一部を改正するものでございます。

詳細についての説明は、生活環境部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

生活環境部長。

○生活環境部長（戸田秀生君） 府中町手数料条例の一部を改正する条例について、補足して説明いたします。

第18号議案参考資料をごらんください。

1の改正の趣旨でございますが、先ほど説明いたしました本年9月から実施するコンビニ交付サービス導入に伴いまして、現行の条例で定めている住民票等の交付手数料の免除規定について所要の整理を行うため、府中町手数料条例の一部を改正するものでございます。

2の改正事項の概要でございますが、現在住民票の写し等の発行手数料を免除する場合、職員が申請書に記載の使用目的を確認し、そして審査し、府中町手数料条例の規定に基づいて交付手数料を免除しております。

具体的な対象といたしましては、法令の規定により取り扱う場合、国、地方公共団体等から公務上必要のある場合、町内に住所を有する者で公費の援助を受けるための場合及び公的年金の受給に係る場合に住民票等の証明を必要とする場合は、手数料を免除しております。

今回、当該交付サービスはマイナンバーカードを利用いたしまして、コンビニ交付サービスの導入を実施するものとなります。利用者は全国のコンビニエンスストア等に備えつけの多機能端末機、マルチコピー機、先ほども申し上げましたマルチコピー機を使用するために、現実的に免除を受けるために必要な確認と審査を受けることが不可能となります。このことから、コンビニエンスストア等で多機能端末機、マルチコピー機を利用する場合については、手数料の免除規定から除くとするものでございます。

なお、役場窓口においては従来どおりの取り扱いとなりますので、よろしくお願いいたします。

3の施行期日は、サービス開始日であります平成29年9月1日としております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決したいと思います、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村武弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第 12、第 19 号議案、工事請負契約の締結についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第 19 号議案 平成 29 年 6 月 23 日提出。

工事請負契約の締結について。

次の工事の契約を締結することについて、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 25 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により条例で定める契約を締結するためでございます。

詳細の説明は、建設部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（梶川幸正君） 第 19 号議案、工事請負契約の締結について、補足して説明をさせていただきます。

工事名、小学校普通教室空調設備設置工事。工事場所、府中町本町二丁目 15 番 2 号、府中小学校ほか小学校 4 校でございます。請負金額、2 億 9,343 万 6,000 円。請負人、広島市南区皆実町一丁目 9 番 35 号 株式会社中電工広島統括支社でございます。仮契約年月日は平成 29 年 6 月 2 日で、工期は議会の議決のあった日の翌日から平成 30 年 3 月 30 日まででございます。

今回の工事につきましては、国の平成28年度第2次補正予算での交付金の採択を受け、昨年の12月議会におきまして工事請負費と繰越明許費の補正計上をさせていただき、各小学校の普通教室等に空調設備を設置するものでございます。

それでは、工事概要について説明をさせていただきます。

この工事は、質の高い教育環境の実現に向けまして、学校環境衛生基準に適合するよう、全小学校の普通教室等に空調設備を設置するもので、実施設計が先月5月に完了いたしましたので、工事に着手するものでございます。

学校別では、府中小学校33室、府中中央小学校26室、府中南小学校33室、府中東小学校19室、府中北小学校20室、合計131教室の普通教室、特別支援学級、多目的教室に空調機器を設置いたします。

空調方式につきましては、各小学校ごとに設置スペースなどの調査を行いまして、2種類のエアコン方式をそれぞれの小学校に適した形で組み合わせた計画となっております。

それでは、第19-1号議案参考資料、府中小学校の図をごらんください。

配置図、平面図に室内機と室外機を設置する場所を赤で示しております。

左上の機器参考姿図の欄に3枚写真を載せております。府中小学校に設置する室内機、室外機のタイプをあらわしています。

左の天井カセット4方向型は、天井埋め込み型の室内機で、吹き出し口が4方向のものを示しております。

真ん中の天井ビルトイン型も天井埋め込み型ですが、本体と吹き出し口が分かれていますので、天井カセット型が設置できない場所にも採用でき、府中小学校では3階教室の斜め天井の部分に採用しております。

右のマルチエアコン室外機は、複数の部屋の室内機を1台の室外機に接続することができる方式で、1台の室外機でも部屋ごとに温度調節ができます。室外機の数少なくできることから、室外機の設置箇所数や室外機置き場全体のスペースを少なくできるなどの利点がございます。府中小学校では校舎が新しく、空調設備の設置に対応できるよう室外機の設置スペースや配管スペースがあらかじめ考慮されますので、室内機は全て天井埋め込み型で、室外機は全てマルチエアコン方式を採用しております。

空調の設置室の内訳につきましては、普通教室24室、特別支援学級3室、多目的

教室 6 室、計 33 教室でございます。

次に、第 19－2 号議案参考資料、府中中央小学校の図をごらんください。

府中中央小学校も校舎が新しく、空調設備の設置が考慮されていますので、府中小学校と同じく室内機は全て天井埋め込み型で、室外機は全てマルチエアコン方式となっています。

空調の設置室の内訳につきましては、普通教室 19 室、特別支援学級 3 室、多目的教室 4 室、計 26 教室となっております。

次に、19－3 号議案参考資料の府中南小学校の図をごらんください。

府中南小学校の校舎は、天井内のスペースがないため天井埋め込み型の室内機を設置することはできませんので、左上の機器参考姿図のように天井からつり下げる天井つり型の室内機となっております。

また、室外機につきましても重量の関係から屋上へ設置することは困難な上、地上のスペースも限られることから、全ての教室にマルチエアコンを設置することができないため、個別パッケージエアコンとなる教室もございます。

個別パッケージエアコンと申しますのは、部屋ごとの室内機に対して室外機 1 台とする方式で、府中南小学校では 1 教室室内機 2 台に対して 1 台の室外機となっております。室外機の数はいえませんが、1 基当たりの大きさと重量が小さいので、バルコニーなどにも設置することが可能となっております。

なお、個別パッケージエアコンもマルチエアコンも教室ごとに温度を設定でき、スイッチのオン・オフも教室ごとにできますので、使用に関しての違いはございません。

空調の設置室の内訳は、普通教室 22 室、特別支援学級 4 室、多目的教室 7 室、計 33 教室となっております。

次に、第 19－4 号議案参考資料の府中東小学校の図をごらんください。

府中東小学校も府中南小学校と同様で、室内機は天井つり型、室外機はマルチエアコンと個別パッケージエアコンの併用となっております。

空調の設置室の内訳は、普通教室 12 室、特別支援学級 3 室、多目的教室 4 室、計 19 教室となっております。

次に、第 19－5 号議案参考資料の府中北小学校の図をごらんください。

府中北小学校も天井つり型室内機を採用しております。

室外機につきましては、校舎周辺のスペースがないことから、全て個別パッケージエアコンとなっております。

空調の設置室の内訳は、普通教室 11 室、特別支援学級 2 室、多目的教室 7 室、計 20 教室となっております。

なお、各小学校とも空調設備の設置に伴いまして消費電氣量がふえますので、キュービクルという高圧受電設備の変更が必要となります。府中小学校と府中中央小学校は、既存キュービクルの改修、増築を行います。残りの 3 校、南小学校、東小学校、北小学校につきましては、既存キュービクルの老朽化が進んでいますので、必要な容量のキュービクルに更新する計画となっております。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

5 番繁政議員。

○5 番（繁政秀子君） 私は家庭の主婦ですから、単純に考えて物を買うときにはいろいろ調査をして一番もう情報もしっかり入れて、一番安くて一番効果がよくて長もちするというようなのをみんな買うんじゃないけど、これもそういうふうにしとってんじゃないかと思うんですが、ここのこの空調が何でここが一番よかった、こういうことがよそと全然違うんだというふうなことがあったら、そういう特にここを入れるように、5 つもじゃけ、本当言うと 3 つほどはこっち、あとの 2 つはこっちしたら、比べてみてね、ああやっぱりこっちがようもつねとかいうのがようわかるんじやが、5 つ全部じゃけんね、それもできんじやろう。じゃけ、特にそういうのを比べてこういうのを、ここの会社のこれがよかったのでこれに決めましたというのが、もう決めとるんじやけん文句言うてもしょうがないんだけど、そういうことをやったかどうか教えてもらいたい。

○議長（中村武弘君） 建築課長。

○建築課長（川口正幸君） 空調の機器に関しましては、おっしゃられるようにどの方式が一番コストが安くて、それからランニングコスト、イニシャルコストあるんですけども、それらを勘案して機器の選定をしております。

容量につきましては、各部屋の外壁、外温度とかの計算をしまして熱量の計算をしております。

マルチエアコンとか個別パッケージエアコンとかいうのは、室外機の設置スペースによりまして選定をしております。

各学校ばらばらに出す発注形式と、それから何校かまとめて出すのか、全部をまとめて出すのかということの検討も行っておりまして、今回の場合は5校全部全てやるということで、まとめて機器を入れるということがあります。ですから、各学校がばらばらの業者ですと、この学校はいけたけどこの学校はだめだというおそれもあるのと、それからまとめることによりまして規模の大きい会社に受注していただけるという利点がありまして、全校一斉に発注することにさせていただきました。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

9 番益田議員。

○9 番（益田芳子君） 少し安全面に関してお尋ねいたします。

室外機はほぼ1階のほうに設置をされるということでございますが、このマルチエアコン室外機、この高さ。それから、これに対して個別のパッケージエアコン、この室外機。この安全面については、柵とかそういったものをつけられるのかお聞きをいたします。

○議長（中村武弘君） 建築課長。

○建築課長（川口正幸君） 府中小学校と、それから中央小学校に関しましては、屋上に設置しますのでそういった心配はありませんけれども、中央小学校の一部とあとの3校ですね、については、バルコニーとか、それから1階のスペースに設置しますので、マルチエアコンのほうはフェンスでもうぐるっと囲うやり方をしまして、それから個別パッケージエアコンというのはファンのところだけなので、指が入らないようなガードをつけるというようなことで安全対策を考えております。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

8 番上原議員。

○8 番（上原 貢君） このエアコン設置については、もっと本当平成21年ですかね、住民のお母さんの方から小学校、中学校の要望が出て、随分この間議論がされてだめだったんですけど、やっと8年、8年かかりましたね、これで。8年でやっと実現するわけでございます。

それで、その間扇風機つけてましたよね、ずっと。あの扇風機どうするんですかという問題と、このエアコンでやっぱり扇風機の1つ、2つ残したほうがいいんじゃないか思うんですよ。かきまぜてエアコンようきくんですよ。そういう活用法なんかお考えですか。

○議長（中村武弘君） 建築課長。

○建築課長（川口正幸君） 天井扇、今既存についてる天井扇につきましては、工事で邪魔になる数台は今回撤去するんですけれども、基本的には現存のまま残して活用してまいります。

それと、中央小学校と府中小学校にはファンヒーターが新しいものがついておりますので、これにつきましても併用して使っていただいて、耐用年数がきたらもうエアコンだけというふうな格好で、使えるものは使えるというふうな計画にしております。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第13、第20号議案、工事請負契約の締結についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第20号議案 平成29年6月23日提出。

工事請負契約の締結について。

次の工事の契約を締結することについて、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第２５号）第２条の規定により議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により条例で定める契約を締結するためでございます。

詳細の説明は、建設部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（梶川幸正君） 第２０号議案、工事請負契約の締結について、補足して説明をさせていただきます。

工事名、防災行政無線デジタル化整備工事。工事場所、府中町町内一円でございます。請負金額、８，９６４万円。請負人、広島市中区西十日市町１０番９号 電気興業株式会社広島支店でございます。仮契約年月日は平成２９年６月２日で、工期は議会の議決のあった日の翌日から平成３０年３月３０日まででございます。

それでは、工事内容について説明をさせていただきます。

この防災行政無線デジタル化整備工事も本年度で３年目となり、最終年度となります。これまでの整備経緯といたしましては、平成２７年度に役場４階にある親局の操作盤等の一部を整備。平成２８年度には前年度の親局残り部分と子局を２４カ所整備。本年度は、引き続き子局残りの部分１８カ所の整備をする予定でございます。

なお、当初設計では、予算の都合上子局の整備は１６カ所となっておりますが、入札残により残りの２カ所を追加して整備する予定でございます。

工事概要でございますが、第２０－１号議案参考資料をごらんください。

図面左側に表示しておりますのは、役場親局と消防本部のシステム図です。図面中央に表示しておりますのが再送信子局のシステム図で、今年度南保育所跡地に整備する予定でございます。

図面右上の表示は、親局から直接受信する子局のシステム図で、今年度通話延長ありを２局、なしを６局整備する予定でございます。

図面右下の表示は、再送信子局経由で受信する子局のシステム図です。今年度通話延長ありを２局、なしを５局整備する予定でございます。

双方向通話延長あり、なしにつきましては、ありは支持柱の近くに建物、小学校や管理棟などがある箇所で、支持柱でも建物でも双方向の連絡ができる受話器が設置されています。なしは支持柱にしか受話器が設置されません。

次に、第20－2号議案参考資料、子局の位置図をごらんください。

右側の表に平成28年度と平成29年度の施工区分覧を表示しております。左側の平面図に今回整備する16カ所を赤で表示をしております。2番の中央小学校と30番の総社会館の2カ所につきましては、先ほども申し上げましたとおり、入札残により今年度整備する予定でございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第14、第21号議案、工事請負契約の締結についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第21号議案 平成29年6月23日提出。

工事請負契約の締結について。

次の工事の契約を締結することについて、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第25号）第2条の規定により議会の議決

を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第5号の規定により条例で定める契約を締結するためでございます。

詳細についての説明は、建設部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（梶川幸正君） 第21号議案、工事請負契約の締結について、補足して説明をさせていただきます。

工事名、南小学校青崎東線道路整備工事。工事場所、府中町青崎東でございます。請負金額、6,091万2,000円。請負人、安芸郡府中町青崎中10番6号神野建設株式会社でございます。仮契約年月日は平成29年6月2日で、工期は議会の議決のあった日の翌日から平成30年3月30日まででございます。

それでは、工事内容について説明をさせていただきます。

当該道路整備工事は、平成29年と平成30年の2カ年で事業認可区間である府中南小学校のプール前からコープマンションの出入り口付近までの約300メートル区間の道路改良工事を行う予定でございます。

第21-1号議案参考資料、南小学校青崎東線道路整備工事の図をごらんください。

図面の下側に平面図を表示しております。

今回の工事は、当該認可区間の南側、着色しております178メートル区間を整備する予定でございます。残りの北側の約120メートル区間につきましては、先ほど御承認をいただいた補正計上分で一部を整備し、来年度の整備工事で事業認可区間の整備を完了する予定でございます。

図面上側の標準断面図をごらんください。

標準の道路幅員は13メートルで、幅員構成といたしましては、車道が2車線で6メートル、その外側に排水構造物L型側溝0.5メートル、さらに外側に歩道が3メートルの幅員構成でございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村武弘君) 日程第15、第22号議案、工事請負契約の締結についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第22号議案 平成29年6月23日提出。

工事請負契約の締結について。

次の工事の契約を締結することについて、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第25号)第2条の規定により議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第5号の規定により条例で定める契約を締結するためでございます。

詳細についての説明は、建設部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(中村武弘君) 補足説明。

建設部長。

○建設部長(梶川幸正君) 第22号議案、工事請負契約の締結について、補足して説明をさせていただきます。

工事名、関連公共下水道29-4築造工事。工事場所は府中町みくまり二丁目、三丁目、清水ヶ丘でございます。請負金額、5,130万円。請負人、安芸郡府中町

山田五丁目５番２号 株式会社八幡建設でございます。仮契約年月日は平成２９年６月２日で、工期は議会の議決のあった日の翌日から平成３０年３月２日まででございます。

それでは、工事内容について説明をさせていただきます。

今回の工事は、昨年度に引き続きまして砂原第２処理分区の污水管の整備促進を図るものでございます。

工事概要でございますが、第２２－１号議案参考資料をごらんください。

工事箇所はみくまり二丁目、三丁目、清水ヶ丘地区で、町道総社跡水分線、町道みくまり１３号線及び里道でございます。赤色で着色して表示してます箇所に、管径２００ミリの污水管を開削工法で４５８．６メートル布設をいたします。

また、青色で着色して表示してます箇所は、榎川をまたぐ水管橋、管径２００ミリで１５．２メートルを施工いたします。

土かぶりでございますが、平均１．５メートル程度の計画となっており、マンホールを４３カ所設置をいたします。工事完了に伴う供用開始面積は、約０．７４ヘクタールを予定をしています。

補足説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

１２番西議員。

○１２番（西 友幸君） 下水も大分進んだと思うんですが、今これで大体全体的に言って何％ぐらい進んどるんでしょうか。

○議長（中村武弘君） 建設部長。

○建設部長（梶川幸正君） 現在の平成２９年４月１日現在の普及率ですが、９３．５１％をしております。

○１２番（西 友幸君） これは入っとらん。

○建設部長（梶川幸正君） 入ってないときです。今年度やりまして４近くに上がっていくものと考えております。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第 16、第 23 号議案、町道路線の認定についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第 23 号議案 平成 29 年 6 月 23 日提出。

町道路線の認定について。

次の道路を町道の路線として認定したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する特定行政庁から位置の指定を受けた道路で、公共的生活道としての性格と目的を有するものであり、町において維持管理する必要があるためでございます。

詳細についての説明は、建設部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（梶川幸正君） 第 23 号議案、町道路線の認定について、補足して説明をさせていただきます。

路線名は城ケ丘 22 号線で起点及び終点はいずれも城ケ丘でございます。

次のページの位置図をごらんください。

赤色部分が城ケ丘 22 号線で、城ケ丘 17 番街区、町道城ケ丘みくまり線に接する

道路でございます。この道路は、建築基準法第42条第1項第5号の位置指定道路として特定行政庁である広島県から昭和57年7月16日に指定を受けた道路でございます。

道路構造の内容といたしましては、延長が44.1メートル、幅員が4.1メートルから4メートル、地目が公衆用道路、地籍が191.88平米でございます。

当該道路は、行きどまり道路であっても幅員が4メートル以上で角地以外の建築物の戸数が4戸以上あり、かつ建築物の所有者が2名以上で現に家が連担して角地以外で5戸建築されており、町道認定基準を満たしているものでございます。

また、当該道路用地は、土地所有者20名全員の寄附申込書により用地を取得しており、沿線住民の公共性の高い生活道路として町において維持管理する必要がありますので、町道認定のお願いをするものでございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

4 番梶川議員。

○4 番（梶川三樹夫君） 今説明に対して質問というのはないんですけども、この位置図が非常にわかりにくくて、家で見てもよくわからなかった。説明聞いたら幅とかいろいろ言われるんですけど、いつもこういう形で出てなかったような気がするんです。だから、もっと大きいわかりやすい地図で出していただきたいと要望します。

○議長（中村武弘君） 答弁。

建設部次長。

○建設部次長（池口豊記君） 先ほど梶川議員が言われたように、もっと見やすいような図面を添付するよう工夫してまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

8 番上原議員

○8 番（上原 貢君） この議案についてはこれで結構なんですけど、こういった事例が3軒、4軒集まって町道にとってほしいという事例をたくさんあちこち伺うことがあるんですよ。四角四面でやってしまえば認定できないのかもわかりませんが、広島市なんかも結構最近柔軟に対応してるんですよ。こういう住民の生活に役に立つところは

なるべくとっていこうとかいう方針でやっておられますよ。

だから、府中町もやはり皆町民ですから、そこの住人がきっちり全員了解して寄附するんだと言った場合は、ある程度柔軟性を持って対応していただきたいと。私の希望でございます。

○議長（中村武弘君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

本日はこれをもって散会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会とし、次回は6月26日午前9時30分から会議を開きます。御苦労さまでした。

（散会 午後 2時00分）

上記記録の内容が正確であることを証するため署名する。

府中町議会 議長

議員

議員